(R2.9.2)

まず、令和2年度伊丹市一般会計補正予算(第8号)についてでありますが、本 案は、令和元年度の決算剰余金の一部等について、財政調整基金、及び公債管理基 金への積立金として措置するほか、新型コロナウイルス感染症を始めとする社会情 勢の変化等に対応するため、令和元年度の決算剰余金、収益事業収入、並びに財政 調整基金からの繰入金等を主な財源といたしまして、所要の措置を講じようとする ものであります。

その主なものを申し上げますと、災害発生時における被害状況の情報収集力を強化するとともに、避難者への迅速な避難支援等を行うため、無料通信アプリ「LINE」を活用した「LINE防災アプリ」の導入や、テレワークの定着を図るため、市内のコワーキングスペース等の利用料金の一部を補助するとともに、感染症対策や働き方改革の観点から、市役所におけるテレワーク環境の整備やペーパーレスを推進するほか、市の医療機関や障害福祉サービス施設における、感染症対策資機材の購入、感染症対応従事者に対する慰労金の支給など、新型コロナウイルス感染症への対応策に係る経費等を措置しようとするものであります。

また、新庁舎整備事業について、詳細設計に基づく「低層棟の基礎免震化」や、 市民団体との協議等を踏まえた「障がい者対応の拡充」などの設計変更、そして令 和4年4月の開園に向け、旧ささはら幼稚園跡地に「南西部こども園」を整備する など、所要の経費を措置しようとするものであります。

その結果、第1条、歳入歳出予算につきましては、それぞれ16億1,642万4,000円を追加し、その総額を1,050億736万4,000円としようとするものであります。

また、第2条の繰越明許費の補正では、文書管理システム更新事業に係る繰越明 許費の追加措置を、第3条の債務負担行為の補正では、新庁舎整備事業、認定こど も園整備事業、及び児童館管理運営事業の実施に伴う債務負担行為の追加措置を、 第4条の地方債の補正では、新庁舎整備事業、共同利用施設等整備事業、及び認定 こども園整備事業の実施に伴う、地方債の変更の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてでありますが、本案は、令和元年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、基金繰入金を減額するなかで、過年度保険給付費等交付金の精算返還金について、所要の措置を講じるほか、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置について、国民健康保険税を減額し、国庫補助金、及び県補助金を増額することや、過年度分の減免にかかる一般被保険者過年度国保税過誤納払戻金について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、令和元年度決算に伴い決算剰余金を繰り越し、兵庫県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、令和元年度決算に伴い、決算剰余金の繰り越し、並びに介護サービス等諸費等に係る国庫負担金等の精算返還金、及び介護給付費等準備基金への積立金に係る経費について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、令和元年度伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計決算の確定に伴い、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市病院事業会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、国の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施に伴う慰労金の代理受領、及び給付を行うための所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市交通事業会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に対し、国、及び一般会計から新たに補助金を受け入れることとなったことから、営業外収益について、所要の措置を講じようとするものであります。